

三田市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p><u>経営管理政策常任委員会</u> 7人 地域戦略室、危機管理課、経営管理部、会計課、上下水道部、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉教育常任委員会 7人 健康福祉部、教育委員会の所管に関する事項</p> <p><u>生活地域振興常任委員会</u> 7人 市民生活部及び地域振興部の所管に関する事項</p> <p>予算決算常任委員会 21人 予算及び決算に関する事項</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条 省略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p><u>経営政策常任委員会</u> 7人 地域戦略室、危機管理課、経営管理部、会計課、上下水道部、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉教育常任委員会 7人 健康福祉部、教育委員会の所管に関する事項</p> <p><u>生活地域常任委員会</u> 7人 市民生活部及び地域振興部の所管に関する事項</p> <p>予算決算常任委員会 21人 予算及び決算に関する事項</p> <p>以下省略</p>